

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和六年七月十日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	取消年月日
足立 秀樹	リ・フロンティアとつか	六、三、一八
井上 三史	井上みつし後援会	六、三、一
岩地 靖彦	岩地やすひこ後援会	六、三、六
岡本 俊之	岡本としゆき後援会	六、二、二九
奥山孝二郎	奥山孝二郎後援会	六、三、二八
神崎 豊太	神崎豊太後援会	六、三、二七
小池 義和	相義会	六、三、二九
児玉 瑞南	児玉みずな後援会	五、四、一〇
鈴木 美伸	美心会	五、二二、一

相馬 欣行 相馬よしゆき後援会

五、九、二九

染谷 征治 新しい海老名をつくる会

五、一二、三一

露木 明美 つゆき明美の会

六、三、七

牧島 功 政治工学研究フォーラム・神山会

五、一二、三一

松岡美恵子 松岡みえ子後援会

六、二、二九

水島 順二 無所属みらい

六、三、二五

三村 和也 三村和也後援会

六、二、二九

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体で
なくなった年月日

竹内 範和

竹内ひであき政治研究会

五、六、二〇